

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年12月1日
住まいまちづくり課
技術企画課

盛土、切土（以下「盛土等」）の施工及び斜面地の工作物設置を規制する新たな条例制定に当たり、広く県民の意見を求めるため、パブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施したので、結果を報告する。

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 令和3年10月8日（金）から10月22日（金）まで（15日間）

(2) 意見総数 146件 全体の85%（123件）が風力発電事業に係る意見

(3) 主な意見と対応方針

- 条例を制定して、盛土等及び斜面地の工作物設置に係る新たな規制を行うことに反対の意見はなかった。
- 風力発電事業に対して、罰則等の規制強化を求める意見が多く提出されたが、123件中66件は同じ内容であった。

＜条例案を修正＞

主な意見	対応案
・保証金の一括預託は、事業者にとって負担が大きいので、事業進捗に応じた分割預託を可能にするべき。	・個人及び中小事業者には、工事期間が3年を超える場合に初年度に1/2を預託し、残額を分割して預託することを可能とする。
・平坦地となる盛土を行う場合も規制対象にするのは過度な負担ではないか。	・周囲に対し高低差が1m以内になるものは許可不要とする。
・都市計画法では、高さ1m以上の盛土に擁壁設置を義務付けており、条例の技術基準より厳しい規制になる。平野部の宅地開発まで条例で規制する必要はないと考える。	・高さ2m以下のL型擁壁等を設置する平野部の宅地開発は、土砂災害のおそれがなく、維持管理もあまり必要がないので、開発許可の写しを添付して届け出ることで、近隣関係者への事前説明、中間・完了検査、定期報告を不要とする。（勧告、命令の措置及び罰則は適用する。）
・平野部に碎石又は産業廃棄物をリサイクルした再生碎石・再生土砂を仮置きしているが、工事完了しない製品の仮置きまで規制する必要があるのか。	・仮置きは条例の許可対象になるが、仮置きした土砂を全て撤去する場合は、完了検査で盛土がないことを確認できるので、完了後の定期報告を不要とする。 ・関係法令により仮置きの安全性を審査するもの、平野部の広い敷地に仮置きする周囲に影響が全く及ばないもの（事前協議により現地で安全を確認）は、許可不要とする。

＜条例案に盛り込み済み等＞

主な意見	対応案
・土砂災害警戒区域、軟弱地盤も規制対象に加えるべき。	・軟弱地盤等に対応する技術基準を設け、許可申請、中間検査、完了検査など各段階において、技術基準の適合を審査することにより安全性を確認する。
・無秩序な盛土を防止するには監視体制が重要。レーザーを活用したリモート監視をしてはどうか。	・条例では、巡視員による監視体制を設けることとしているが、ご提案のリモート監視については、今後検討してみたい。
・業者が10年ぐらい前から埋め立てをしている現場があり、土砂が流出しないか不安がある。	・既存盛土であっても、さらに新たな盛土を行う場合、許可申請が必要となり技術基準への適合を審査する他、定期的に巡視を行いフォローアップをする。条例違反があれば、指導、命令等の措置を行い、罰則を適用する。
・盛土を行う現場には、看板を設置して一般に周知する必要があるのではないか。	・条例では、許可を受けた事業区域の公衆の見やすい場所に、事業概要を示す標識の設置を義務付けることとしている。
・熱海市で崩壊した盛土には産業廃棄物が混入していたとされているが、条例でも工事中に検査をするべきではないか。	・条例では、中間検査、定期報告により施工状況の検査等を行う他、産業廃棄物の混入等について定期的に巡視を行い確認することとしている。産業廃棄物が混入する事案が生じた場合は、廃棄物適正処理推進指導員と連携して対応する。

<対応できない>

主な意見	対応案
・残土処分場は、用地費、地元調整費等の先行投資に加え、新たに保証金が必要になり、事業者負担が大きい。県が無担保・無利子の融資制度を創設すべき。	・新たな無担保・無利子の融資制度を創設する考えはないが、県の制度融資により、保証金も運転資金として借入可能なので金融機関、鳥取県信用保証協会等にご相談いただきたい。
・事前説明の対象とする近隣関係者は、事業影響の可能性がある全ての住民、自治会とすべき。	・条例は、土砂災害の防止を目的としているので、事前説明の対象とする近隣関係者は、事業に起因する土砂災害により影響を受ける者として、事業区域、近接土地の所有者・自治会等としており、土砂災害以外の影響を受ける可能性がある者を対象にすることまでは考えていない。
・災害リスクのある住民の同意・承認が必要としていただきたい。近隣関係者の住民投票を求める。	・条例は、土砂災害を防止するため、斜面における不適切な事業を防止することを目的としているので、住民の同意・承認及び住民投票を許可要件にすることまでは考えていない。
・保証金は、災害に係る生活復旧費用の全額にする他、原状復旧を義務付けること。無理なら、許可をした県が責任を持って保証していただきたい。	・事業に起因する土砂災害は、事業者が全ての民事上の責を負うものであり、生活復旧費用は被害者から事業者に請求すべきものである。条例の保証金は、事業に問題が発生した場合に現地の復旧・保全費用に充てるために預託を求めるもので、生活復旧費用を保証金の対象とは考えていらない。
・土地所有者では、事業が適切なのか判断が難しいので、原子力発電所と同様に、県・市が介入する仕組みにすること。	・条例は土砂災害の防止を目的としているので、土砂災害防止の範囲を超える土地所有者の判断にまで関与することはできない。

2 県政参画電子アンケートの概要

(1) 実施期間 令和3年10月8日（金）～10月22日（金）パブリックコメントと同じ期間

(2) 回答数 433名（回答率 63.6%）

(3) アンケートの概要

- 盛土等・工作物の規制が必要という意見が9割に及ぶなど、県民は盛土問題に高い関心がある。

不適切な盛土問題への関心	ある 82.0%	ない 7.4%	分からぬ 10.6%
盛土等規制の必要性	必要 90.0%	不要 1.4%	分からぬ 8.6%
工作物設置規制の必要性	必要 90.1%	不要 1.6%	分からぬ 8.3%
建設発生土搬出規制の必要性	必要 87.3%	不要 2.3%	分からぬ 10.4%

3 今後の予定

令和3年11月

条例案を定例県議会に提案

令和4年 1月以降

規則案の作成、関係団体等への説明

5月1日

条例、規則の施行